

2019年7月24日 全8頁

金融資産の保有状況で異なる老後資金問題

高齢世帯の資産取り崩し行動から見る老後資金枯渇リスク

金融調査部
研究員 森 駿介

[要約]

- 高齢世帯の資産取り崩し行動や老後資金枯渇リスクについて、平均値だけで見るのではなく、金融資産の保有状況の違いによって、これらがどのように異なるかを分析した。
- 本稿の分析からは、平均的な高齢無職世帯の資産取り崩しペースは、経済学でいうライフ・サイクル仮説が想定するよりも遅いこと、保有する金融資産残高が少ないと、世帯の資産枯渇リスクが相対的に高いことが示された。
- 保有金融資産がゼロに近い40歳代・50歳代の世帯割合が高まっている。現在の高齢世帯よりも、将来の高齢世帯の資産枯渇リスクは深刻になることが予想される。

1. 関心が高まる老後資金問題

2019年6月に公表された金融審議会「市場ワーキング・グループ」の報告書「高齢社会における資産形成・管理」（以下、「市場WG報告書」）を契機に、老後資金が不足する問題への関心が高まっている。「家計調査」（2017年）において高齢夫婦無職世帯の1ヵ月の実収入から実支出を差し引いた赤字額、すなわち保有資産の取り崩し額は約5.5万円であり、仮に退職してからの余命が30年と仮定すると、公的年金のほかに約2,000万円の老後資金の確保が必要だという試算結果が示されていた。市場WG報告書では、「金融資産の保有状況は各人により様々であることから、平均的な姿をもって一概に述べることは難しい面がある」という記載はあるものの、あたかも老後の生活資金が一律に2,000万円必要な印象を与えかねないという意見も出てきている。

一方で、「平均的な姿」から離れて、金融資産の保有状況で、高齢世帯の貯蓄や資産取り崩し行動がどのように異なるかといった詳細な分析はあまり見られない。以下では、平均的な高齢無職世帯について見たのちに、金融資産残高（貯蓄現在高）階級別での高齢無職世帯の資産取り崩し行動の分析をもとに、老後資金問題について考える。その結果、次のことが指摘できる。すなわち、（1）「平均的な姿」で見れば、経済学でいうライフ・サイクル仮説が想定するより

も高齢の退職世帯の資産取り崩しペースは遅いこと、(2) 金融資産の保有状況で資産取り崩し行動や老後資金枯渇リスクは異なり、保有する金融資産残高が少ない世帯の資産枯渇リスクは相対的に高いこと、(3) 現在の高齢世帯より、現在の40歳代・50歳代の高齢退職期における資産枯渇リスクはより高くなるだろうということ、が示唆される。

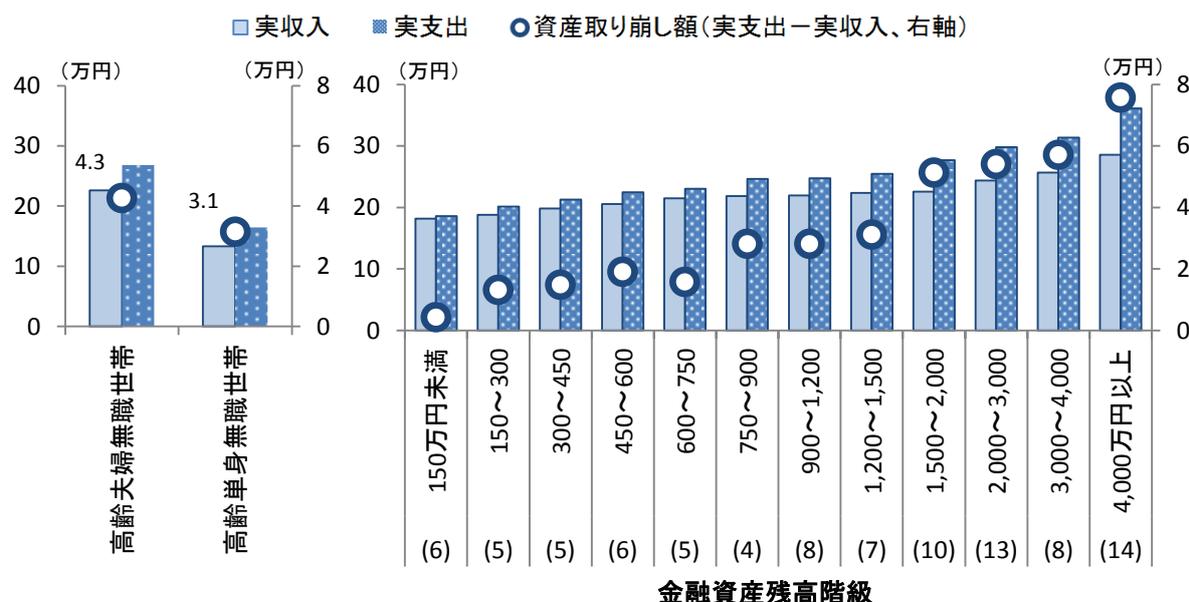
2. 高齢世帯の資産取り崩し行動

高齢世帯の実収入・実支出

市場WG報告書では、総務省「家計調査」(2017年)を用いて、高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯)の1ヵ月の取り崩し額や退職後の資産取り崩し額の推計が示されている。以下では、5年ごとではあるものの、集計世帯数がより大きく、家計に関する構造統計と言える総務省「平成26年全国消費実態調査」を用いて、高齢世帯の資産取り崩し行動を分析する。なお、高齢夫婦無職世帯の集計世帯数は、「家計調査」(2017年)では約1,550世帯であるのに対し、「平成26年全国消費実態調査」では約7,550世帯である。

市場WG報告書にならい、まずは高齢夫婦無職世帯の1ヵ月の資産取り崩し額を見る。まず、平均の取り崩し額(実支出－実収入で計算)は高齢夫婦無職世帯については4.3万円であり、「家計調査」(2017年)の5.5万円より取り崩し額が1万円程度小さい(図表1・左図)。次に、高

図表1 高齢無職世帯における1ヵ月の収支と資産取り崩し額
(左図：夫婦・単身それぞれの平均値、右図：高齢夫婦無職世帯の金融資産残高階級別)



(注1) 「高齢夫婦無職世帯」は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯。「高齢単身無職世帯」は、65歳以上の単身の無職世帯。

(注2) 「実収入」「実支出」「取り崩し額」はそれぞれ2014年時点。

(注3) 金融資産残高階級別(右図)の下部のカッコは高齢夫婦無職世帯全体に占める比率。

(出所) 総務省「平成26年全国消費実態調査」より大和総研推計

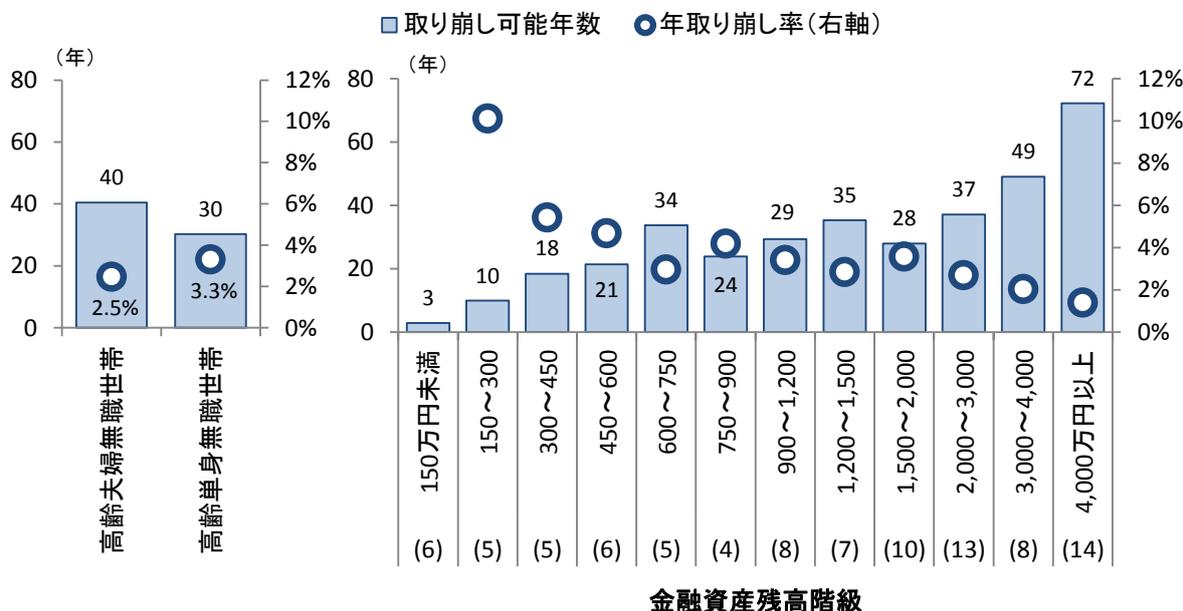
高齢夫婦無職世帯について金融資産の保有状況別に見ると、保有する金融資産残高と資産取り崩し額は一定程度の正の相関関係があるように見受けられる（図表1・右図）。また、5万円以上資産を取り崩す世帯は金融資産残高階級が1,500～2,000万円以上の世帯に限られる。保有する金融資産の多寡に合わせて、家計は資産取り崩し額を調整していると推察できる。

高齢世帯の老後資産の取り崩し可能年数

次に、「資産取り崩し額（年換算）」を分子、「資産残高」を分母として算出される老後資産の「年取り崩し率」を見てみる（図表2）。ここでは、高齢世帯の貯蓄行動を分析した先行研究であるホリオカ・新見（2017）にならい、分母の「資産残高」として金融資産残高から負債残高を差し引いた「純金融資産残高」を用いる。また、老後資産の「取り崩し可能年数」を、各世帯が現在と同じペースで資産を取り崩し続けた場合の資産が枯渇するまでの年数として定義し、「年取り崩し率」の逆数として算出する。

経済学でいうライフ・サイクル仮説に従えば、退職した高齢世帯は現役期に蓄えた金融資産を死亡するまでにすべて使い切るため、「取り崩し可能年数」は退職後に想定される余命と同程

図表2 高齢無職世帯における資産の年取り崩し率・取り崩し可能年数
（左図：夫婦・単身それぞれの平均値、右図：高齢夫婦無職世帯の金融資産残高階級別）



（注1）「高齢夫婦無職世帯」は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯。「高齢単身無職世帯」は、65歳以上の単身の無職世帯。

（注2）右図の金融資産残高150万円未満世帯の「年取り崩し率」は、36%。

（注3）「年取り崩し率」は、年換算での資産取り崩し額（＝〔実支出－実収入〕×12ヵ月）を純金融資産（＝貯蓄現在高－負債現在高）で割ることにより算出。

（注4）「取り崩し可能年数」は、各世帯が現在と同じペースで資産を取り崩し続けた場合の資産が枯渇するまでの年数として定義している。「年取り崩し率」の逆数として算出。

（出所）ホリオカ・新見（2017）「日本の高齢者世帯の貯蓄行動に関する実証分析」、総務省「平成26年全国消費実態調査」より大和総研推計

度になると予想される。例えば、厚生労働省の「平成 29 年簡易生命表」によると、65 歳時点の平均余命は男性が 19.6 年、女性が 24.4 年であり、ライフ・サイクル仮説に従うのであれば「取り崩し可能年数」もこの数字に近い値になると想定できる。ただし、高齢世帯の取り崩し行動を分析した多くの先行研究では、日本の高齢世帯の資産の平均取り崩し率は低い傾向にあり、同仮説では説明しきれないことが指摘されている。

本稿においても、資産取り崩し行動を「平成 26 年全国消費実態調査」をもとに分析すると、高齢夫婦無職世帯の平均の取り崩し可能年数は 40 年であった（図表 2・左図）。退職してからの余命を 30 年と長めに想定しても非常に長いと言える。また、年取り崩し率は 2.5%であり、これは「家計調査」（2014 年）で類似の分析をしたホリオカ・新見（2017）の取り崩し率（2.6%）に近い水準である。高齢夫婦無職世帯の「平均的な姿」については、ライフ・サイクル仮説が想定するより資産取り崩しペースは遅いと言える。なお、単身の高齢無職世帯についても、平均値で見れば取り崩し可能年数は 30 年と長い。

次に、保有する金融資産残高階級別で高齢夫婦無職世帯の資産取り崩し行動を見ると、金融資産の保有状況によって取り崩しペースが異なることが示唆される（図表 2・右図）。まず、保有する金融資産残高が大きい層で取り崩し可能年数が大きい。特に、金融資産残高が 3,000～4,000 万円世帯で 49 年、4,000 万円以上世帯で 72 年と余命に比して非常に大きくなっている。一方で、金融資産残高が少ない層で取り崩し可能年数が小さくなっている。特に、金融資産残高が 150～300 万円世帯で 10 年、150 万円未満世帯でたった 3 年となっている。このような層は、相対的に見て老後資金の枯渇リスクが大きいと捉えられる。

金融資産残高が大きい世帯の取り崩し可能年数はなぜ大きいのか

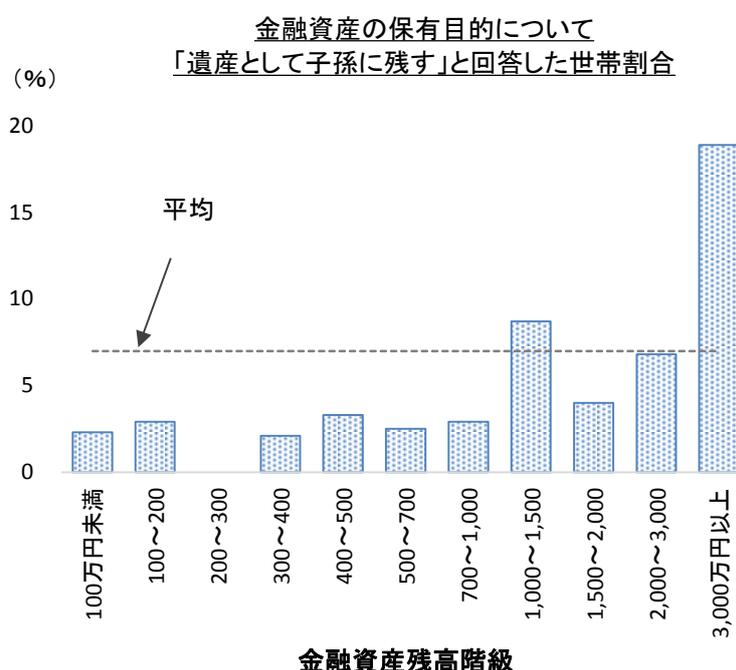
日本の高齢世帯の貯蓄や資産取り崩し行動の背景を説明する要因分析については、いくつかの実証研究はなされている。これらの研究からは、子孫に資産を残したいという「遺産動機」や病気や災害など将来発生しうる支出を賄うための「予備的貯蓄動機」の高さが高齢世帯の資産取り崩し行動に影響を与える主な要因として挙げられている。

例えば、ホリオカ・新見（2017）は、ゆうちょ財団の「家計と貯蓄に関する調査」をもとに、予備的貯蓄や遺産目的のための貯蓄が貯蓄全体に占める割合が高い高齢世帯ほど、資産の取り崩しを行っていない傾向があることを指摘している。Murata（2018）は経済産業研究所ほかの「JSTAR(くらしと健康の調査)」を用いて、高齢世帯の資産の取り崩し行動に対して遺産動機が影響を与えていることや、遺産動機のない世帯に限っては予備的貯蓄動機の高さが影響することを示している。また、濱秋・堀（2019）は、内閣府経済社会総合研究所の「家族とくらしに関するアンケート」をもとに、遺産動機を持っているだけでなく、子供の将来の暮らし向きが自分よりも悪くなることを予想している場合に、高齢世帯の貯蓄率が有意に高まることを指摘している。

前掲図表 2 では、金融資産残高が大きい世帯で取り崩し可能年数がライフ・サイクル仮説の

想定する以上に長いことを示したが、このように先行研究で示されている要因の中でも遺産動機の影響が大きいかもしれない。何故なら、金融資産残高が大きい世帯では予備的貯蓄動機は他の世帯と比して高くない一方で、遺産動機は資産を保有する分、相対的に高いことが考えられるためである。図表3は金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕平成30年調査結果」において、金融資産の保有目的を尋ねた設問で「遺産として子孫に残す」と回答した世帯割合を示したものである。同割合は平均が7%であるのに対し、金融資産残高階級別に見ると、保有する金融資産が3,000万円以上の世帯は19%と顕著に高い。

図表3 金融資産残高階級別 遺産動機



(注) 公開されている集計データでは、「世帯主の年齢階級別」かつ「金融資産残高階級別」でのデータが取得できないため、全ての年代が含まれる。

(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕平成30年調査結果」より大和総研作成

老後資金の枯渇リスクという観点で言えば、ライフ・サイクル仮説が想定するよりも取り崩しペースが遅いことは問題ないだろう。一方で、マクロ経済の観点で言えば、日本の家計金融資産が高齢世帯に偏る中で、何らかの理由で高齢世帯の資産取り崩しペースが遅いことは、マクロの消費には負の影響を与えることになるだろう。仮に、取り崩し可能年数が過度に大きい背景が遺産動機であるならば、保有する金融資産が大きい層に対して生前贈与などの手段で資産の円滑な世代間移転を促すことがマクロの消費を喚起する上で有用かもしれない。何故なら、高齢世帯に比べて潜在的な消費意欲が強いとみられる若年層の金融資産残高は小さいためである（土屋（2012））。

生前贈与を促す仕組みとして、教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置（時限措

置)があるが、平成31年度税制改正ではいずれも適用期限が2年間延長されている(適用期限は、2021年3月末まで)。また、近年は、このような非課税制度に対応した信託商品のみならず、生前贈与機能が付帯された投資一任サービスや生命保険商品も出てきている。これらの制度や金融サービス等の活用・普及などで資産の世代間移転がより促進されれば、贈与を受けた世帯の消費が喚起される可能性がある。

3. 老後資金問題がより深刻なのは将来の高齢層

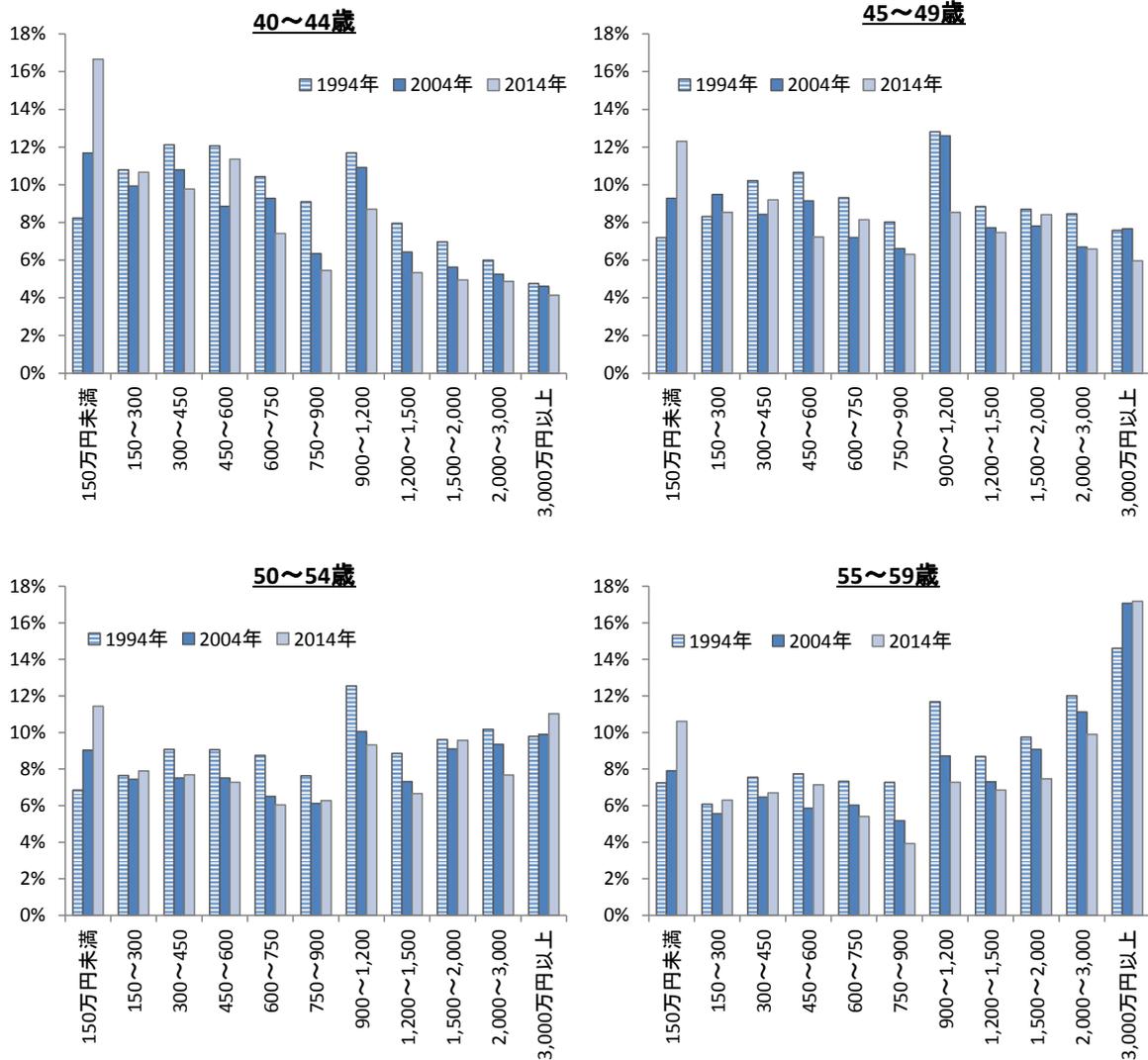
老後資金問題に戻ると、金融資産が積み上がっていない層の老後資金の枯渇リスクが高いことが本稿の分析からは示唆された。もちろん、このような層の資金枯渇リスクは深刻な問題である。データの制約上、本稿では十分に扱えなかった高齢単身世帯についても、相対的貧困率が高いことを踏まえると無視できない問題だろう¹。政策面での対応については生活保護制度・運用を見直しつつ就労意欲のある高齢者に対しては自立を後押しする施策などが考えられるが、紙幅の関係上、詳細な分析は別途行いたい。他方で、老後資金の枯渇リスクが相対的に高いのは、現在の高齢世帯よりも将来的に高齢者となる現在の40歳代・50歳代であると言えるだろう。

図表4は40～59歳の金融資産残高階級別の世帯分布を4つの年齢階級別に示しているが、この20年で保有金融資産が150万円未満世帯の割合がどの年齢階級でも大きく上昇していることが分かる。収入面では非正規雇用者比率の上昇や社会保険料の増加などを背景とした可処分所得の減少、支出面では教育費負担の増加などが要因として考えられる。二人以上世帯と比べて資産が積み上がっていない傾向にある単身世帯の増加など、世帯構造の変化も要因として考えられるかもしれない。いずれにせよ、このような現在の中高年齢層が高齢層となる将来時点で、老後資金の枯渇がより深刻な問題となることが予想される。

このような問題を軽減するために、政策面では、厚生年金の適用範囲の拡大など公的年金制度の一部見直しや就労延長のための制度整備などが検討されている。一方、個人の自助努力のレベルでは、ここまで見てきたように保有する金融資産残高が小さい層の老後資金の枯渇リスクが高いのであれば、積立での貯蓄・投資を早い段階から地道に行うことが重要となる。生活資金や不測の事態に備えた資金については預貯金等で確保しつつ、将来に向けて少額からでも長期・積立・分散投資による資産形成を行うことが有用であろう。金融業はそのサポート役として、つみたてNISAやiDeCoなどの税制優遇制度の普及促進や顧客利益に即した金融商品の開発・提供、収入・支出等の「見える化」やマネープランの提案など、期待される役割は小さくないだろう。

¹ 厚生労働省「国民生活基礎調査」を用いた阿部(2011)によれば、等価可処分所得における相対的貧困率(再分配後)は、65歳以上の高齢単身世帯において、男性(29%)・女性(47%)ともに高い。また、厚生労働省「被保護者調査」によれば、2019年4月時点の生活保護受給世帯のうち約半数は高齢単身世帯(約82万世帯)である。

図表4 金融資産残高の世帯分布（世帯主の年齢階級別）



(注) 総世帯。世帯分布は、年齢階級別の総世帯数に占めるそれぞれの金融資産残高階級の世帯数の割合を表している。
 (出所) 総務省「全国消費実態調査」より大和総研作成

参考文献

- 阿部彩 (2011) 「相対的貧困率の推移：2007 年から 2010 年」内閣府男女共同参画会議、2011 年 12 月 20 日提出資料
- 土屋貴裕 (2012) 「家計金融資産の偏在と運用面の課題」『大和総研調査季報』2012 年新春号 (Vol.5)
<https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/12040201capital-mkt.html>
- 濱秋純哉・堀雅博 (2019) 「高齢者の遺産動機と貯蓄行動：日本の個票データを用いた実証分析」『経済分析』第 200 号、内閣府経済社会総合研究所
- ホリオカ、チャールズ ユウジ・新見陽子 (2017) 「日本の高齢者世帯の貯蓄行動に関する実証分析」『経済分析』第 196 号、内閣府経済社会総合研究所
- Murata, Keiko. (2018), "Dissaving by the elderly in Japan: Empirical evidence from survey data", ESRI Discussion Paper Series, No.346